

### 改正前

#### （目的）

第 1 条 この規程は、会則第 84 条の規定を運用する場合の基準を明確にし、公正な手続きを行うために必要な事項を定める。

#### （会費の納入）

第 2 条 会員は、会則別紙「入会金及び会費に関する規程」4 の会費の納入方法にもとづき会費を納めなければならない。

#### （会費の督促）

第 3 条 本会は、定められた期間内に会費を納入しない会員に対し、会費納入の催告を行う。

2 前項の催告は、第 1 期については 6 月 10 日、第 2 期は 9 月 10 日、第 3 期は 12 月 10 日、第 4 期は 2 月 10 日までに、それぞれ通知の発送日を含め 20 日間の納入期限を設けて、当該会員に通知する。

#### （出頭等）

第 4 条 会長は、前条の催告にもかかわらず会費を納入しない会員に対し、当該会員の出頭を求め、一定の期日までに会費を納入するよう通告する。

2 出頭を求める通知は、配達証明郵便とし次の事項を記載する。

- ① 会員の氏名
- ② 出頭の日時と場所
- ③ 納入すべき会費の額とその期間
- ④ 会費納入の期限
- ⑤ 会費が期日までに納入されない場合は、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす旨

3 出頭を求める通知は、9 ヶ月以上の会費を滞納している会員に対して行うこととし、納入期限を通知の発送日を含め 20 日後に定め、当該会員に送付する。

4 出頭した会員は、会費を納入できない特別な事由がある場合には意見を述べることができる。

### 改正後

#### （目的）

第 1 条 この規程は、会則第 84 条の規定を運用する場合の基準を明確にし、公正な手続きを行うために必要な事項を定める。

#### （会費の納入）

#### 第 2 条（削除）

#### （会費の督促）

第 2 条 本会は、定められた期間内に会費を納入しない会員に対し、会費納入を督促する。

2 前項の督促は、第 1 期については 6 月 10 日、第 2 期は 9 月 10 日、第 3 期は 12 月 10 日、第 4 期は 2 月 10 日までに、それぞれ通知の発送日を含め 7 日間以上の納入期限を設けて、当該会員に通知する。

#### （聴聞等）

第 3 条 会長は、前条の督促にもかかわらず会費を納入しない会員に対し、聴聞手続を行い、口頭による意見陳述・質問等の機会を与えるものとする。その後、一定の期日までに会費を納入するよう催告する。

2 聴聞手続の通知は、配達証明郵便とし次の事項を記載する。

- ① 会員の氏名
- ② 聴聞の日時と場所
- ③ 納入すべき会費の額とその期間
- ④ 会費納入の期限
- ⑤ 会費が期日までに納入されない場合は、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす旨

3 聴聞手続の通知は、6 ヶ月以上の会費を滞納している会員に対して行うこととし、納入期限を通知の発送日を含め 10 日間以上後に定め、当該会員に送付する。

#### 4（削除）

(みなし退会)

- 第5条** 会長は、会員が前条の出頭に応じず且つ期日までに会費を納入しないときは、その会員は期日の翌日に本会の会員である資格を失ったものとし、退会の手続きを行う。
- 2 会長は、前項の規定により退会の手続きを行った会員に、その旨を通知しなければならない。

(通知)

- 第6条** 本規程において、本会又は会長が発する通知は、本会に届出のある会員の事務所所在地に送付する。
- 2 前項の通知が未着になるなど会員の事務所所在地が明らかでないときは、本会事務局に公示して行うことができる。

(規程の改廃)

- 第7条** この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

- 1 この規程は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年12月8日から施行する。

(みなし退会)

- 第4条** 会長は、会員が前条の聴聞手続に応じず、期日までに会費を納入しないときは、その会員は期日の翌日に本会の会員である資格を失ったものとし、退会の手続きを行う。
- 2 会長は、前項の規定により退会の手続きを行った会員に、その旨を通知しなければならない。

(通知)

- 第5条** 本規程において、本会又は会長が発する通知は、本会に届出のある会員の事務所所在地に送付する。
- 2 前項の通知が未着になるなど会員の事務所所在地が明らかでないときは、本会事務局に公示して行うことができる。

(規程の改廃)

- 第6条** この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

- 1 この規程は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年12月8日から施行する。
- 3 この規程は、平成22年3月17日から施行する。